

鈴鹿大学短期大学部長期履修規程

平成 26 年 4 月 1 日
制 定

(目的)

第 1 条 この規程は、鈴鹿大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第 18 条第 3 項の規定に基づき、長期履修に関して必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 鈴鹿大学短期大学部（以下「本学」という。）に、長期履修学生として申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) 障害のある者
- (4) その他相当の事由があると認められる者

(履修期間)

第 3 条 長期履修の期間は、3 年又は 4 年とする。なお、履修期間の延長は、原則として認めない。

(申請手続)

第 4 条 長期履修を志願する者は、長期履修申請書（別紙 1）に本学が必要と認める書類を添えて、提出するものとする。

(履修期間の変更又は新規申請)

第 5 条 長期履修学生が、当該期間の変更又は新規申請を希望する場合は、「長期履修申請書」（別紙 1）又は長期履修における履修期間変更申請書（別紙 2）を、学年終了月の 2 カ月前までに、教務・学生支援課へ提出しなければならない。

2 長期履修の開始時期は、学年の始めとし、学年の中途から開始することはできない。

3 学長は、卒業に必要な単位数を取得した長期履修学生から変更の申出があった場合には、変更を認めることができる。

(許可)

第 6 条 学長は、第 4 条及び第 5 条の申請があった場合には、教授会の意見を聴いて許可するものとする。

(授業料等の納付)

第 7 条 授業料等の納付は、通常の学生の修業年限分の授業料総額を、長期履修として認められた年限で除いた額を分割して納付するものとする。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 1 月 30 日から施行する。

別紙 1 (第 4 条関係)

年 月 日

鈴鹿大学短期大学部 学長 様

長期履修申請書

受験番号		学 科	学科		
ふりがな		性 別	男・女	生年月	西暦
名 前				日	年 月 日
現住所	〒 — TEL () —				
勤務先					
勤務先住所	〒 — TEL () —				
<p>私は、標準修業年限 2 年を下記理由により 年で履修したいので、申請します。</p> <p>申請理由</p>					

*勤務している場合は、勤務先を確認できる書類を提出してください。

